

## 4.2 社会的状況

調査区域における主な社会的状況を把握した結果は、表 4-46 に示すとおりです。また、社会的状況の把握に用いた既存資料は、表 4-47 に示すとおりです。

表 4-46(1) 社会的状況

項目	調査区域の概況
地域における計画・戦略・目標等	<p>1) <b>地域における計画・戦略・目標等</b>            地域における計画・戦略・目標等としては、石岡市では、いしおかスタイル（石岡市環境基本計画）、小美玉市では、小美玉市環境基本計画、茨城町では、茨城町第2次環境基本計画を策定している。</p>
人口及び産業の状況	<p>1) <b>人口の状況（面積、人口、人口密度）</b>            令和5年10月時点の人口は、平成12年と比べ茨城県全体では減少しており、石岡市、小美玉市、茨城町とも減少している。</p>
	<p>2) <b>産業の状況</b>            平成22年と令和2年を比べると、石岡市、小美玉市及び茨城町における産業別就業人口構成は、第1次産業、第2次産業、第3次産業各々減少している。</p>
土地利用の状況	<p>1) <b>土地利用の状況</b>            調査対象市町の総面積は481,850千㎡であり、山林が最も多く27.2%となっています。次いで畑が26.4%、田が14.9%となっている。</p>
	<p>2) <b>土地利用基本計画の状況</b>            調査区域は、国土利用計画法に基づいて策定された土地利用基本計画により、都市地域、森林地域、農業地域及び自然公園地域に指定されています。            また、霞ヶ浦を除いて全面的に都市地域であり、農用地区域と森林地域がモザイク状に存在する。</p>
河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用状況	<p>1) <b>河川、湖沼及び地下水の利用状況</b>            調査対象市町の上水道水源は、いずれも地下水の利用が多く、浄水受水の利用もある。</p>
	<p>2) <b>利水の状況</b>            給水普及率は、石岡市は92.4%、小美玉市は94.6%、茨城町は90.9%となっており、茨城町の普及率はやや低くなっている。</p>
	<p>3) <b>漁業権の状況</b>            調査区域における河川及び湖沼では、内水面漁業として潤沼川に第5種共同漁業権（漁業権者：大潤沼漁業協同組合）が設定されている。            また、霞ヶ浦（霞ヶ浦北浦海区）は海面漁業として扱われ、第2種共同漁業権（漁業権者：霞ヶ浦漁業協同組合）が設定されている。</p>

表 4-46 (2) 社会的状況

項目	調査区域の概況
交通の利用	<p>1) <b>交通の状況</b>            調査区域には、高速自動車国道として東関東自動車道、常磐自動車道、北関東自動車道がある。また、主要な一般国道として一般国道 6 号、一般国道 355 号、主要地方道（都道府県道）として石岡筑西線、小川鉾田線、大洗友部線、茨城鹿島線、茨城岩間線、水戸神栖線、石岡城里線、玉里水戸線がある。</p>
学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況	<p>1) <b>学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況</b>            学校教育施設及び図書館は、調査区域には、3 箇所の幼稚園、22 箇所の学校教育施設、5 箇所の図書館が存在する。なお、特別支援学校及び大学・短期大学は存在しない。            病院及び老人福祉施設等は、調査区域には、8 箇所の病院、68 箇所の老人福祉施設、35 箇所の認定こども園等が存在する。            また、住宅の配置の概況としては、石岡市では、JR 常磐線が通過する沿線等に大規模な集落・市街地が形成されているほか、小美玉市では北部及び南部に比較的大きな集落・市街地が形成されている。また、一般国道 6 号沿いにも帯状の集落・市街地が形成されている。茨城町では県道茨城岩間線沿いに帯状の集落・市街地が形成されている。そのほかの地域では、全般に小規模な集落・市街地が散在している。</p>
下水道の整備状況	<p>1) <b>下水道の整備の状況</b>            令和 4 年度の下水道汚水処理人口普及率は、石岡市 88.2%、小美玉市 85.1%、茨城町 73.3%となっており、茨城県全体と比較すると、石岡市以外は県全体よりも低くなっている。</p>
環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況	<p>1) <b>大気汚染防止法の規定により定められた指定地域</b>            調査区域には、「大気汚染防止法」に規定する総量規制基準を定めなければならない指定地域は存在しない。</p> <p>2) <b>自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車NOx・PM法）の規定により定められた窒素酸化物対策地域又は粒子状物質対策地域</b>            調査区域には、「自動車 NOx・PM 法」により定められた窒素酸化物対策地域及び第 8 条第 1 項の規定により定められた粒子状物質対策地域は存在しない。</p> <p>3) <b>幹線道路の沿道の整備に関する法律の規定により指定された沿道整備道路</b>            調査区域には、「幹線道路の沿道の整備に関する法律」により指定された沿道整備道路は存在しない。</p> <p>4) <b>自然公園法の規定により指定された国立公園、国定公園又は都道府県立自然公園の区域</b>            調査区域には、「自然公園法」により指定された国定公園として、「水郷筑波国定公園（水郷地域）」が存在する。なお、同法により指定された国立公園、都道府県立自然公園は存在しない。</p> <p>5) <b>自然環境保全法の規定により指定された原生自然環境保全地域、自然環境保全地域又は都道府県立自然環境保全地域</b>            調査区域には、「自然環境保全法」により指定された原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域は存在しないが、「茨城県自然環境保全条例」に基づく県立自然環境保全地域が 1 箇所、県立緑地環境保全地区が 3 箇所存在する。</p>

表 4-46 (3) 社会的状況

項目	調査区域の概況
<p>環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況</p>	<p>6) 世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約第十一条二の世界遺産一覧表に記載された文化遺産及び自然遺産の区域 調査区域には、「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」に記載された文化遺産及び自然遺産の区域は存在しない。</p>
	<p>7) 首都圏近郊緑地保全法第三条第一項の規定により指定された近郊緑地保全区域 調査区域には、「首都圏近郊緑地保全法」により指定された近郊緑地保全区域は存在しない。</p>
	<p>8) 近畿圏の保全区域の整備に関する法律第五条第一項の規定により指定された近郊緑地保全区域 調査区域には、「近畿圏の保全区域の整備に関する法律」により指定された近郊緑地保全区域は存在しない。</p>
	<p>9) 都市緑地法第五条第一項の規定により指定された緑地保全地域又は同法第十二条第一項の規定により指定された特別緑地保全地区の区域 調査区域には、「都市緑地法」により指定された緑地保全地域及び特別緑地保全地区は存在しない。</p>
	<p>10) 絶滅のおそれがある野生動植物の種の保存に関する法律第三十六条第一項の規定により指定された生息地等保護区の区域 調査区域には、「種の保存法」により指定された生息地等保護区の区域は存在しない。</p>
	<p>11) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第二十八条第一項の規定により指定された鳥獣保護区の区域 調査区域には、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」により指定された鳥獣保護区が 3 箇所存在する。なお、同法により指定された特別保護地区は存在しない。</p>
	<p>12) 特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約第二条一の規定により指定された湿地の区域 調査区域には、「ラムサール条約」により指定された湿地の区域は存在しない。</p>
	<p>13) 文化財保護法の規定により指定された名勝又は天然記念物、又は重要文化財景観等 調査区域には、文化財保護法の規定により指定された名勝又は天然記念物は存在しない。なお、石岡市文化財保護条例、小美玉市文化財保護条例及び茨城町文化財保護条例による史跡及び天然記念物があり、また埋蔵文化財包蔵地が多数分布している。 また、対象事業実施区域には、天然記念物、史跡が 3 箇所あり、また根古屋遺跡、上坪古墳群、鉏下遺跡等の埋蔵文化財包蔵地が分布している。</p>
	<p>14) 都市計画法の規定により定められた用途地域 調査区域には、「都市計画法」により定められた都市計画用途地域が指定されている。</p>

表 4-46 (4) 社会的状況

項目	調査区域の概況
<p>環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況</p>	<p>15) 環境基本法第十六条第一項の規定により定められた環境基準</p> <p>(1) 大気汚染に係る環境基準 大気汚染に係る環境基準は、物質ごとに全国一律に指定されている。</p> <p>(2) 騒音に係る環境基準の種類の指定状況 石岡市は、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域が A 類型、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、が B 類型、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、用途地域の指定のない区域が C 類型とされている。 小美玉市は、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域が A 類型、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域が B 類型、近隣商業地域、工業地域、用途地域の指定のない区域が C 類型とされている。 茨城町は、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域が A 類型、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域が B 類型、近隣商業地域、準工業地域、工業地域、用途地域の指定のない区域が C 類型とされている。</p> <p>(3) 水質汚濁に係る環境基準の種類の指定状況 水質汚濁に係る環境基準については、涸沼川涸沼流入点より上流（飯田川を含む）、寛政川全域、恋瀬川全域、山王川全域、園部川全域、巴川全域で A 類型、霞ヶ浦全域で湖沼 A 類型、に指定されている。</p> <p>(4) 地下水の水質汚濁に係る環境基準 地下水の汚染に係る環境基準は、物質ごとに全国一律に指定されている。</p> <p>(5) 土壌汚染に係る環境基準 土壌の汚染に係る環境基準は、物質ごとに全国一律に指定されている。</p>
	<p>16) 環境基本法第十七条の規定により策定された公害防止計画の策定の状況 調査区域には、公害防止計画はない。</p>
	<p>17) 騒音規制法第三条第一項及び第十七条第一項に基づく指定地域内における自動車騒音の限度、地域指定状況、区域の区分、時間の区分の状況 石岡市、小美玉市及び茨城町は、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域及び田園住居地域として定められた区域が a 区域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域として定められた区域が b 区域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域として定められた区域並びに都市計画法による用途地域の指定の無い区域が c 区域とされている。</p>
	<p>18) 騒音規制法に基づく特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準、地域指定状況、区域の区分、時間の区分の状況 石岡市、小美玉市は、第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域及び準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び田園住居地域並びに用途指定のない地域を第 1 号区域とし、茨城町は石岡市、小美玉市の第 1 号区域の指定地域から、田園住居地域を除いた地域を第 1 号区域と定めている。石岡市、小美玉市及び茨城町の工業地域として定められた地域は第 2 号区域とされ、工業専用地域については、茨城県条例により別途区域指定がされている。</p>

表 4-46 (5) 社会的状況

項目	調査区域の概況
環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況	<p><b>19) 振動規制法第十六条第一項に規定する道路交通振動の限度、地域指定状況、区域の区分、時間の区分の状況</b>                      石岡市、小美玉市及び茨城町は、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及び田園住居地域が第1種区域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域並びに都市計画法による用途地域の指定の無い区域が第2種区域とされている。</p>
	<p><b>20) 振動規制法に基づく特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準、地域指定状況、区域の区分、時間の区分の状況</b>                      小美玉市は、第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び田園住居地域並びに用途指定のない地域を第1号区域とし、石岡市及び茨城町は、小美玉市の第1号区域の指定地域から、田園住居地域を除く地域を第1号区域と定めている。                      石岡市、小美玉市及び茨城町の工業地域として定められた地域は第2号区域とされ、工業専用地域については、茨城県条例により指定がされている。</p>
	<p><b>21) 水質汚濁防止法の規定による排水基準が定められた区域</b>                      調査区域では、「水質汚濁防止法に基づき排水基準を定める条例」及び「茨城県霞ヶ浦水質保全条例」により上乗せ基準を定めている。</p>
	<p><b>22) 水質汚濁防止法に規定する指定地域</b>                      調査区域では、「水質汚濁防止法」に基づき汚濁負荷量の総量の削減に係る指定地域は存在しない。</p>
	<p><b>23) 瀬戸内海環境保全特別措置法に規定する関係府県の区域</b>                      調査区域では、全域が「瀬戸内海環境保全特別措置法」第5条第1項に規定する関係府県の区域は存在しない。</p>
	<p><b>24) 瀬戸内海環境保全特別措置法の規定により指定された自然海浜保全区域</b>                      調査区域では、全域が「瀬戸内海環境保全特別措置法」第12条の7に規定する自然海浜保全の区域は存在しない。</p>
	<p><b>25) 湖沼水質保全特別措置法の規定により指定された指定地域</b>                      調査区域には、「湖沼水質保全特別措置法」第3条第1項の規定により指定された湖沼として、霞ヶ浦がある。</p>
	<p><b>26) 排水基準を定める省令に規定する湖沼及び海域</b>                      調査区域には、「排水基準を定める省令」別表第2の備考6に規定する窒素含有量についての排水基準を定める湖沼として、霞ヶ浦がある。</p>
	<p><b>27) 排水基準を定める省令に規定する湖沼及び海域</b>                      調査区域には、「排水基準を定める省令」別表第2の備考7に規定するりん含有量についての排水基準を定める湖沼として、霞ヶ浦がある。</p>
<p><b>28) 土壌汚染対策法の規定により指定された指定区域</b>                      調査区域には、「土壌汚染対策法」第6条第1項の規定により指定された要措置区域はない。</p>	

表 4-46 (6) 社会的状況

項目	調査区域の概況
環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況	<p><b>29) ダイオキシン類対策特別措置法の規定により指定されたダイオキシン類土壤汚染対策地域</b>                      調査区域には、「ダイオキシン類対策特別措置法」第 29 条第 1 項の規定により指定されたダイオキシン類土壤汚染対策地域はない。</p>
	<p><b>30) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定により指定された指定区域</b>                      調査区域には、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第 15 条の 17 第 1 項の規定により指定された指定区域はない。</p>
	<p><b>31) 農用地の土壤の汚染防止等に関する法律の規定により指定された農用地土壤汚染対策地域</b>                      調査区域には、「農用地の土壤の汚染防止等に関する法律」第 3 条第 1 項の規定により指定された農用地土壤汚染対策地域はない。</p>
	<p><b>32) 森林法の規定により指定された保安林のうち、公衆の保健又は名所若しくは旧跡の風致の保存のために指定された保安林</b>                      調査区域には、「森林法」第 25 条の規定により指定された保安林はない。</p>
	<p><b>33) 都市緑地法の規定により定められた緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画（「緑の基本計画」）</b>                      調査区域には、「都市緑地法」第 4 条第 1 項に基づく緑の基本計画は策定されていない。</p>
	<p><b>34) 明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法第三条第一項の規定により定められた第一種歴史的風土保存地区及び第二種歴史的風土保存地区</b>                      調査区域には、「明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法」第 3 条第 1 項に定められた第一種歴史的風土保存地区及び第二種歴史的風土保存地区はない。</p>
	<p><b>35) 景観法第八条第一項により景観行政団体が定める良好な景観の形成に関する計画（景観計画）</b>                      石岡市では「景観法」第 7 条第 1 項の規定による景観行政団体として石岡市が位置づけられ、同法規定により「石岡市景観計画」が策定されている。なお、小美玉市及び茨城町では景観計画は策定されていない。</p>
	<p><b>36) 都市計画法の規定により指定された風致地区の区域</b>                      調査区域には、「都市計画法」第 8 条第 1 項第 7 号の規定により指定された風致地区はない。</p>
<p><b>37) 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律の規定により市町村が定める歴史的風致の維持及び向上に関する計画</b>                      調査区域は、「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」第 5 条第 1 項の規定に基づく歴史的風致維持向上計画は策定されていない。</p>	

表 4-46 (7) 社会的状況

項目	調査区域の概況
<p>環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況</p>	<p>38) その他の環境の保全を目的として法令等に規定する区域等の状況</p> <p>(1) 林野庁通達により指定された保護林の区域 調査区域には、「保護林の再編・拡充について」により指定された保護林の区域はない。</p> <p>(2) 地すべり等防止法の規定により定められた地すべり防止区域 調査区域には、「地すべり防止法」第3条第1項の規定に基づく地すべり等防止区域はない。</p> <p>(3) 急傾斜の崩壊による災害の防止に関する規定に基づく急傾斜地崩壊危険区域 調査区域には、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」第3条第1項に基づく急傾斜地崩壊危険区域がある。</p> <p>(4) 砂防法の規定により定められた砂防指定地 調査区域には、「砂防法」第2条の規定に基づく砂防指定地はない。</p>
<p>その他の事項</p>	<p>1) 廃棄物及び処理施設の状況</p> <p>(1) 廃棄物に係る関係法令の状況 建設副産物の再利用・処分に係る法令として、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」「循環型社会形成推進基本法」「資源の有効な利用の促進に関する法律」「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」、茨城県の条例等として「第5次茨城県廃棄物処理計画」「茨城県の指針」が定められている。</p> <p>(2) 廃棄物の再利用・処分技術の現況 国土交通省では、所管公共施設や公共事業においてアスファルト・コンクリート塊やコンクリート塊を路盤材や再生アスファルト合材として再利用を図ってきており、令和2年には「建設リサイクル推進計画2020～「質」を重視するリサイクルへ～」(令和2年9月 国土交通省)を策定している。 「建設リサイクル推進計画2020～「質」を重視するリサイクルへ～」では、「維持・安定期に入ってきた建設副産物のリサイクルについて、今後は「質」の向上が重要な視点」、「建設副産物の再資源化率等に関する2024年度達成基準値を設定し、建設リサイクルを推進」、「主要課題を3つの項目で整理し、取り組みの実施主体を明確化」、「これまで本省と地方で分かれていた計画を統廃合」などが主なポイントになっている。</p> <p>(3) 廃棄物等の処理施設等の立地状況 調査区域には、産業廃棄物に係る中間処理業者が7社存在する。なお、調査区域には、産業廃棄物に係る最終処分場は存在しない。</p>

表 4-47(1) 社会的状況の把握に用いた既存資料

項目	番号	資料名	発行年月 ( )はHP確認年月	発行元		
地域における計画・戦略・目標等	1	いしおかスタイル（石岡市環境基本計画）	令和4年3月	石岡市		
	2	小美玉市環境基本計画	令和3年3月	小美玉市		
	3	茨城町第2次環境基本計画	令和5年3月	茨城町		
人口及び産業の状況	1.人口	4	茨城県の人口と世帯（推計）-令和5年（2023年）10月1日現在-	（令和5年10月）	茨城県政策企画部統計課	
		5	平成12年年国勢調査	（令和5年10月）	総務省統計局ホームページ	
		6	平成17年年国勢調査	（令和5年10月）	総務省統計局ホームページ	
		7	平成22年年国勢調査	（令和5年10月）	総務省統計局ホームページ	
		8	平成27年年国勢調査	（令和5年10月）	総務省統計局ホームページ	
		9	令和2年年国勢調査	（令和5年10月）	総務省統計局ホームページ	
		10	人口集中地区 令和2年（総務省統計局）	（令和5年10月）	国土交通省国土地理院ホームページ	
		2.産業	11	平成22年年国勢調査	（令和5年10月）	総務省統計局ホームページ
			12	平成27年年国勢調査	（令和5年10月）	総務省統計局ホームページ
			13	令和2年年国勢調査	（令和5年10月）	総務省統計局ホームページ
	土地利用の状況	14	令和3年（2021年）茨城県統計年鑑	令和5年2月	茨城県政策企画部統計課	
		15	国土数値情報（都市地域土地利用細分メッシュデータ） ( <a href="https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/gml/datalist/KsjTmplt-L03-b-u-v3.1.html">https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/gml/datalist/KsjTmplt-L03-b-u-v3.1.html</a> )	（令和5年10月）	国土交通省ホームページ	
		16	国土数値情報（都市地域、森林地域、農業地域、自然公園地域） ( <a href="https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/">https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/</a> )	（令和5年10月）	国土交通省ホームページ	
河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用状況	1.利用状況	17	令和3年度 茨城県の水道	令和5年5月	茨城県政策企画部水政課	
		18	茨城県内水面漁場計画（共同）	（令和5年10月）	茨城県茨城県農林水産部漁政課	
		19	霞ヶ浦北浦海区漁場計画（共同・一部区画）	（令和5年10月）	茨城県茨城県農林水産部漁政課	
		20	茨城県報第2551号	平成25年12月26日	茨城県	
		21	国土数値情報ダウンロードサイト（河川データ） ( <a href="https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/gml/datalist/KsjTmplt-W05.html#!">https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/gml/datalist/KsjTmplt-W05.html#!</a> )	（令和5年10月）	国土交通省ホームページ	
		22	茨城県報第435号	令和5年8月24日	茨城県	
2.利水状況	23	令和3年度 茨城県の水道	令和5年5月	茨城県政策企画部水政課		
交通の利用	24	令和3年度 全国道路・街路交通情勢調査一般交通量調査集計表	令和5年6月	国土交通省		
学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況	25	令和5年度市町村等教育委員会・公立学校等一覧	（令和5年10月）	茨城県教育委員会		
	26	ここdeサーチ	（令和5年10月）	子ども子育て支援情報公表システム		
	27	義務教育学校制度（仮称）創設の是非について	（令和5年10月）	文部科学省ホームページ		
	28	石岡市立中央図書館	（令和5年10月）	石岡市ホームページ		
	29	東地区公民館・城南地区公民館図書室のご案内	（令和5年10月）	石岡市ホームページ		
	30	小美玉市図書館	（令和5年10月）	小美玉市ホームページ		
	31	医療機関一覧（病院・診療所・助産所）	（令和5年10月）	茨城県保健医療部医療政策課		
	32	保健医療福祉施設等一覧	（令和5年10月）	茨城県保健医療部医療政策課		
	33	令和2年国勢調査人口集中地区境界図（茨城県）	（令和5年10月）	総務省統計局ホームページ		
	34	石岡市都市計画図	令和5年3月	石岡市		
	35	小美玉市都市計画図	平成29年3月	小美玉市都市整備課		
	36	茨城町都市計画図	令和4年3月	茨城町		
	37	第6回自然環境保全基礎調査植生調査報告書 ( <a href="http://gis.biodic.go.jp/webgis/sc-025.html?kind=v67">http://gis.biodic.go.jp/webgis/sc-025.html?kind=v67</a> )	（令和5年10月）	環境省生物多様性センターホームページ		
	38	第7回自然環境保全基礎調査植生調査報告書 ( <a href="http://gis.biodic.go.jp/webgis/sc-025.html?kind=v67">http://gis.biodic.go.jp/webgis/sc-025.html?kind=v67</a> )	（令和5年10月）	環境省生物多様性センターホームページ		
	39	人口集中地区 令和2年（総務省統計局）	（令和5年10月）	国土交通省国土地理院ホームページ		
	上下道の整備状況	40	令和4年度市町村別汚水処理人口普及率	令和5年8月	茨城県茨城県土木部下水道課	
		41	令和4年度版「よみがえる水」	（令和5年10月）	茨城県茨城県土木部下水道課	
環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況	42	茨城県自然公園等配置図	平成30年1月	茨城県		
	43	令和4年度 茨城県鳥獣保護区等位置図（南部）	令和4年11月	茨城県		
	44	茨城の文化財 第61集（令和4年度）	令和5年3月	茨城県教育委員会		
	45	石岡市の指定文化財	（令和5年10月）	石岡市文化振興課ホームページ		
	46	文化財マップ	（令和5年10月）	小美玉市文化スポーツ振興部 生涯学習課ホームページ		
	47	文化財一覧	（令和5年10月）	茨城町観光協会ホームページ		
	48	いばらきデジタルまっぷ	（令和5年10月）	茨城県ホームページ		
	49	都市計画データ	令和5年3月31日	茨城県都市局都市計画課		
	50	石岡市都市計画図	令和5年3月	石岡市		
	51	小美玉市都市計画図	平成29年3月	小美玉市都市整備課		
	52	茨城町都市計画図	令和4年3月	茨城町		
	53	大気の汚染に係る環境基準について	平成8年10月25日	環境省告示第73号		
	54	二酸化窒素に係る環境基準について	平成8年10月25日	環境省告示第74号		
	55	ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準について	平成30年11月19日	環境省告示第100号		



表 4-47(2) 社会的状況の把握に用いた既存資料

項目	番号	資料名	発行年月 ( )はHP確認年月	発行元	
環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況	56	ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準	平成21年3月31日	環境省告示第11号	
	57	微小粒子状物質による大気汚染に係る環境基準について	平成21年9月9日	環境省告示第33号	
	58	騒音に係る環境基準について	平成10年9月30日	環境省告示第64号	
	59	騒音に係る環境基準の改正について	平成10年9月30日	環大企第257号	
	60	騒音に係る環境基準の地域の類型を当てはめる地域の指定	平成24年3月30日	茨城県告示第384号	
	61	令和4年版環境白書(データ)	令和4年11月	茨城県県民生活環境部環境政策課	
	62	水質汚濁に係る環境基準	昭和46年12月28日	環境庁告示第59号	
	63	国土数値情報ダウンロードサイト(河川データ) ( <a href="https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/gml/datalist/KsjTmplt-W05.html#1">https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/gml/datalist/KsjTmplt-W05.html#1</a> )	(令和5年10月)	国土交通省ホームページ	
	64	地下水の水質汚濁に係る環境基準	平成9年3月13日	環境庁告示第10号	
	65	土壌環境基準	平成3年8月23日	環境庁告示第46号	
	66	騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令	平成12年3月2日	総理府令第15号	
	67	指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令の規定に基づく区域の区分	平成24年3月30日	茨城県告示第387号	
	68	特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準	平成27年4月20日	環境省告示第66号	
	69	茨城県生活環境の保全等に関する条例	平成17年3月24日	茨城県条例第9号	
	70	騒音・振動規制法上の特定建設作業について	(令和5年10月)	石岡市ホームページ	
	71	騒音規制法及び振動規制法に係る届出の手引き	平成30年	茨城県生活経済部みどり環境課	
	72	振動規制法施行規則	令和3年4月1日	環境省令第3号	
	73	振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認める地域の指定等	平成24年3月30日	茨城県告示第388号	
	74	振動規制法施行規則の規定に基づく区域	平成24年3月30日	茨城県告示第389号	
	75	振動規制法施行規則の規定に基づく区域及び時間	平成24年3月30日	茨城県告示第390号	
	76	排水基準を定める省令	昭和46年6月21日	総理府令第35号	
	77	水質汚濁防止法に基づき排水基準を定める条例	平成17年3月24日	茨城県条例第11号	
	78	茨城県農ケ浦水質保全条例	昭和56年12月21日	茨城県条例第56号	
	79	水質汚濁防止法・湖沼水質保全特別措置法関係	(令和5年10月)	茨城県ホームページ	
	80	石岡市景観計画	平成24年11月	石岡市	
	81	国土数値情報ダウンロードサイト(急傾斜地崩壊危険区域)	(令和5年10月)	国土交通省ホームページ	
	82	国土数値情報(急傾斜地崩壊危険区域) ( <a href="https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/gml/datalist/KsjTmplt-A47-v1_1.html">https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/gml/datalist/KsjTmplt-A47-v1_1.html</a> )	(令和5年10月)	国土交通省ホームページ	
	その他の事項	83	第5次茨城県廃棄物処理計画	令和3年3月	茨城県県民生活環境部資源循環推進課
		84	建設リサイクル推進計画2020～「質」を重視するリサイクルへ～	令和2年9月	国土交通省
		85	よくわかる建設リサイクル 2014-15	平成26年11月	建設副産物リサイクル広報推進会議
		86	平成30年度建設副産物実態調査結果 建設廃棄物の再資源化等率	令和2年1月24日	国土交通省
		87	産業廃棄物処分業者名簿(令和4年5月16日現在)	令和4年5月	茨城県県民生活環境部廃棄物規制課

#### 4.2.1 地域における計画・戦略・目標等

調査対象市町における計画・戦略・目標等の策定状況は、表 4-48 に示すとおりです。

表 4-48 調査対象市町が策定した環境に関する計画や総合的な計画等

策定市町	計画・戦略・目標等の名称	概要	策定年月
石岡市	いしおかスタイル (石岡市環境基本計画)	<p>本計画は、上位計画である石岡市総合計画の将来像・政策目標を実現していくうえで、市の環境に関連する施策について、環境の面から、現況及び市民（滞在者を含む）・事業所・行政が協力して取り組むべき課題を抽出して整理し、将来的に上位計画である石岡市総合計画に継承（連動）させるための基盤づくりとして位置づけられている。</p> <p>また、良好な環境を保全し創造していくためには、市民（滞在者を含む）・事業・行政の各主体が一体となって、公平な役割分担のもと、それぞれの立場で自主的かつ積極的に取り組むことが大切とされており、市民（滞在者を含む）・事業所・行政の各主体の責務を果たすために、それぞれの役割と、良好な環境の保全と創造に関する取り組みの方向を示し、行動の指針として示されている。</p>	令和4年3月
小美玉市	小美玉市環境基本計画	<p>「小美玉市第2次総合計画前期基本計画」に示す市の将来像『「ひともの 地域」が輝き はばたく ダイヤモンドシティ～見つける。みがく。光をあてる。～』を環境面から実現していく総合的な計画として位置づけられ、さらに、市の個別計画・事業の立案や実施にあたり、環境の保全に向けて配慮すべきことを示すための計画としている。</p> <p>また、環境を保全していくためには、市、市民、事業者の各主体が一体となって、公平な役割分担のもと、それぞれの立場で自主的かつ積極的に取り組むことが大切とされており、各主体の責務を果たすために、それぞれの役割と環境の保全に関する取り組みを示し、主体的な行動を促進することを目標としている。</p>	令和3年3月
茨城町	茨城町第2次環境基本計画	<p>「茨城町第6次総合計画」に示す町の将来像『三世代が共に輝く元気交流空間 夢と希望を未来へつなぐまち』を環境面から実現していく総合的な計画として位置づけられている。さらに、町の個別計画・事業の立案や実施にあたって、環境の保全に向けて配慮すべきことを示すための計画としている。</p> <p>また、環境を保全していくためには、町、町民、事業者及び滞在者の各主体が一体となって、公平な役割分担のもと、それぞれの立場で自主的かつ積極的に取り組むことが大切とされており、各主体の責務を果たすために、それぞれの役割と環境の保全に関する取り組みを示し、主体的な行動を促進することを目標としている。</p>	令和5年3月

出典：「いしおかスタイル（石岡市環境基本計画）」（令和4年3月 石岡市）

「小美玉市環境基本計画」（令和3年3月 小美玉市）

「茨城町第2次環境基本計画」（令和5年3月 茨城町）

## 4.2.2 人口及び産業の状況

### (1) 人口の状況（面積、人口、人口密度）

茨城県が国勢調査と住民基本台帳から推計した各市町の人口・世帯数は、令和5年10月1日現在、石岡市が人口70,333人、世帯数28,881世帯、小美玉市が人口47,351人、世帯数18,781世帯、茨城町が人口30,169人、世帯数11,929世帯です。

調査対象市町における人口及び世帯数の推移状況は、表4-49及び表4-50に示すとおりです。

国勢調査から見た人口の推移は、平成12年と令和5年を比べると、石岡市、小美玉市、茨城町とも減少している一方、世帯数はいずれの市町とも増加しています。

なお、調査対象市町における人口集中地区は、図4-19に示すとおりであり、石岡市の市街地周辺に分布しています。

表 4-49 人口の推移（平成12年～令和5年）

市町名	旧市町村名	面積 (令和2年)	人口密度 (令和2年)	人口（人）					
				平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年	令和5年 10月1日現在
石岡市	石岡市	215.53km <sup>2</sup>	339.0人/km <sup>2</sup>	52,568	81,887	79,687	76,020	73,061	70,333
	八郷町			30,551					
小美玉市	小川町	144.74km <sup>2</sup>	337.6人/km <sup>2</sup>	19,501	19,332	52,279	50,911	48,870	47,351
	美野里町			25,040	25,051				
	玉里村			8,865	8,882				
茨城町	茨城町	121.58km <sup>2</sup>	258.3人/km <sup>2</sup>	35,296	35,008	34,513	32,921	31,401	30,169
調査対象市町合計		481.85km <sup>2</sup>	318.2人/km <sup>2</sup>	171,821	170,160	166,479	159,852	153,332	147,853
茨城県合計		6,097.39km <sup>2</sup>	470.2人/km <sup>2</sup>	2,985,676	2,975,167	2,969,770	2,916,976	2,867,009	2,826,047

注) 各年とも10月1日現在の値。

出典：「茨城県の人口と世帯（推計）-令和5年（2023年）10月1日現在-」（令和5年10月閲覧 茨城県政策企画部統計課）

「平成12年国勢調査」（令和5年10月閲覧 [総務省統計局ホームページ](#)）

「平成17年国勢調査」（令和5年10月閲覧 [総務省統計局ホームページ](#)）

「平成22年国勢調査」（令和5年10月閲覧 [総務省統計局ホームページ](#)）

「平成27年国勢調査」（令和5年10月閲覧 [総務省統計局ホームページ](#)）

「令和2年国勢調査」（令和5年10月閲覧 [総務省統計局ホームページ](#)）

表 4-50 世帯数の推移（平成12年～令和5年）

市町名	旧市町村名	世帯数（世帯）					
		平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年	令和5年 10月1日現在
石岡市	石岡市	17,250	25,865	27,094	27,288	28,344	28,881
	八郷町	7,727					
小美玉市	小川町	5,550	5,680	17,207	17,491	18,407	18,781
	美野里町	7,799	8,172				
	玉里村	2,648	2,712				
茨城町	茨城町	9,930	10,514	11,187	11,356	11,758	11,929
調査対象市町合計		50,904	52,943	55,488	56,135	58,441	59,591
茨城県合計		985,829	1,032,476	1,088,411	1,124,349	1,184,133	1,224,637

注) 各年とも10月1日現在の値。

出典：「茨城県の人口と世帯（推計）-令和5年（2023年）10月1日現在-」（令和5年10月閲覧 茨城県政策企画部統計課）

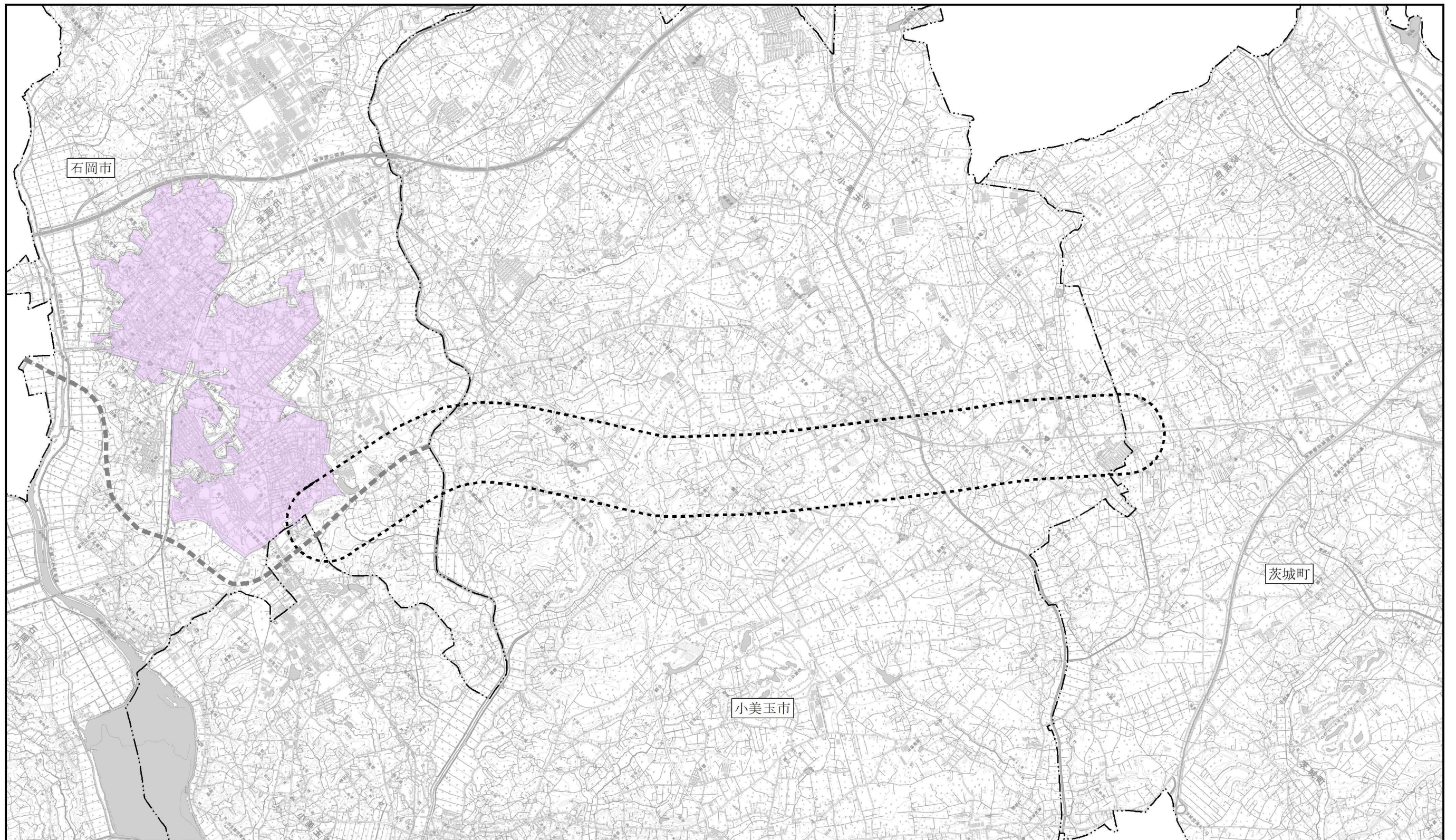
「平成12年国勢調査」（令和5年10月閲覧 [総務省統計局ホームページ](#)）

「平成17年国勢調査」（令和5年10月閲覧 [総務省統計局ホームページ](#)）

「平成22年国勢調査」（令和5年10月閲覧 [総務省統計局ホームページ](#)）

「平成27年国勢調査」（令和5年10月閲覧 [総務省統計局ホームページ](#)）

「令和2年国勢調査」（令和5年10月閲覧 [総務省統計局ホームページ](#)）



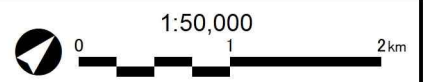
凡例

--- 対象事業実施区域

--- 千代田石岡バイパス

--- 行政界

○ DID人口集中地区



出典：「人口集中地区 令和2年（総務省統計局）」令和5年10月閲覧 国土交通省国土地理院ホームページ

図 4-19 人口集中地区 (DID)

## (2) 産業の状況

調査対象市町における平成22年～令和2年の産業別就業者数の推移は、表4-51に示すとおりです。

平成22年と令和2年を比べると、石岡市、小美玉市及び茨城町における産業別就業人口構成は、第1次産業、第2次産業、第3次産業各々減少しています。

表 4-51 産業別就業者数の推移（平成22年～令和2年）

市町名	年次	項目	項目				合計
			第1次産業	第2次産業	第3次産業	分類不能の産業	
石岡市	平成22年	人口(人)	3,127	10,956	22,006	-	37,810
		割合(%)	8.3	29.0	58.2	-	100
	平成27年	人口(人)	2,807	10,382	21,331	2,329	36,849
		割合(%)	7.6	28.2	57.9	6.3	100
	令和2年	人口(人)	2,387	9,253	20,148	1,987	33,775
		割合(%)	7.1	27.4	59.7	5.9	100
小美玉市	平成22年	人口(人)	3,317	7,732	14,757	854	26,660
		割合(%)	12.4	29.0	55.4	3.2	100
	平成27年	人口(人)	2,989	7,580	14,781	945	26,295
		割合(%)	11.4	28.8	56.2	3.6	100
	令和2年	人口(人)	2,626	7,209	14,360	1,459	25,654
		割合(%)	10.2	28.1	56.0	5.7	100
茨城町	平成22年	人口(人)	2,815	3,911	10,258	161	17,145
		割合(%)	16.4	22.8	59.8	0.9	100
	平成27年	人口(人)	2,498	3,918	9,880	297	16,593
		割合(%)	15.1	23.6	59.5	1.8	100
	令和2年	人口(人)	2,372	3,659	9,776	331	16,138
		割合(%)	14.7	22.7	60.6	2.1	100

注1) 各年とも10月1日現在の値。

注2) 平成22年は、総数に分類不能の産業を含む。

出典：「平成22年国勢調査」（令和5年10月閲覧 [総務省統計局ホームページ](#)）

「平成27年国勢調査」（令和5年10月閲覧 [総務省統計局ホームページ](#)）

「令和2年国勢調査」（令和5年10月閲覧 [総務省統計局ホームページ](#)）

## 4.2.3 土地利用の状況

### (1) 土地利用の状況

調査対象市町における地目別面積は、表 4-52 に示すとおりです。

調査対象市町の総面積は 481,850 千㎡であり、山林が最も多く 27.2%となっています。次いで畑が 26.4%、田が 14.9%となっています。

調査区域における土地利用現況は、図 4-20 に示すとおりです。

表 4-52 地目別面積

(令和 2 年 1 月 1 日現在)

市町名	項目	田	畑	宅地	山林	原野	雑種地	その他	総面積
石岡市	実数(千㎡)	32,839	39,764	24,712	79,528	1,334	15,114	22,239	215,530
	割合(%)	15.2	18.4	11.5	36.9	0.6	7.0	10.3	100.0
小美玉市	実数(千㎡)	20,064	47,430	17,629	26,748	1,082	11,029	20,758	144,740
	割合(%)	13.9	32.8	12.2	18.5	0.7	7.6	14.3	100.0
茨城町	実数(千㎡)	18,919	39,889	12,232	24,712	1,383	9,327	15,118	121,580
	割合(%)	15.6	32.8	10.1	20.3	1.1	7.7	12.4	100.0
調査対象 市町計	実数(千㎡)	71,822	127,083	54,573	130,988	3,799	35,470	58,115	481,850
	割合(%)	14.9	26.4	11.3	27.2	0.8	7.4	12.1	100.0
茨城県	実数(千㎡)	924,077	948,603	763,890	1,578,209	97,506	456,882	1,328,233	6,097,400
	割合(%)	15.2	15.6	12.5	25.9	1.6	7.5	21.8	100.0

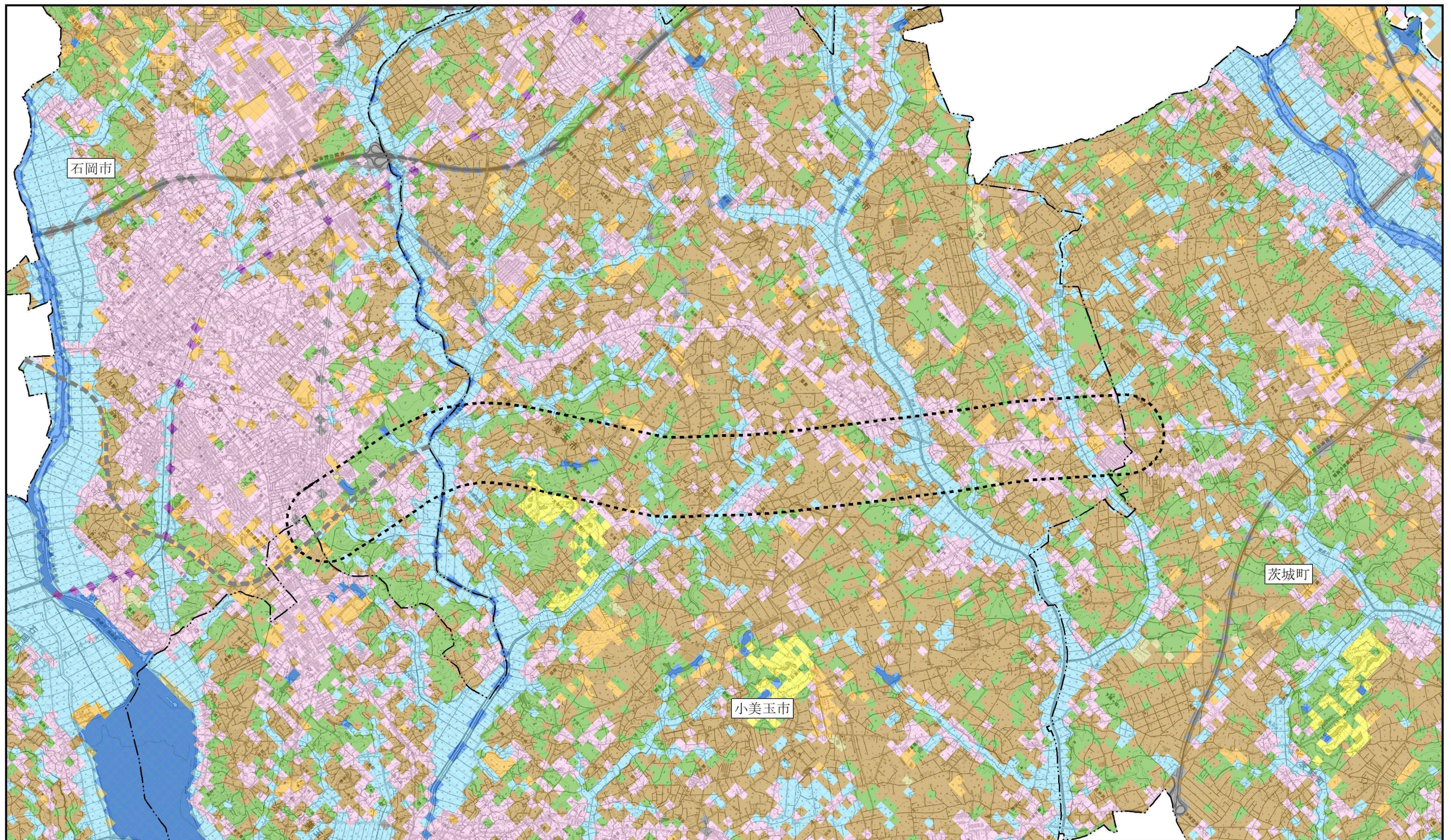
出典：「令和 3 年（2021 年）茨城県統計年鑑」（令和 5 年 2 月 茨城県政策企画部統計課）

### (2) 土地利用基本計画の状況

調査区域における土地利用基本計画で定める地域区分の状況は、図 4-21 に示すとおりです。

調査区域は、国土利用計画法（昭和 49 年法律第 92 号）に基づいて策定された土地利用基本計画により、都市地域、森林地域、農業地域及び自然公園地域に指定されています。

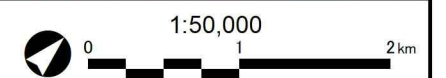
調査区域は、霞ヶ浦を除いて全面的に都市地域であり、農用地区域と森林地域がモザイク状に存在します。



凡例

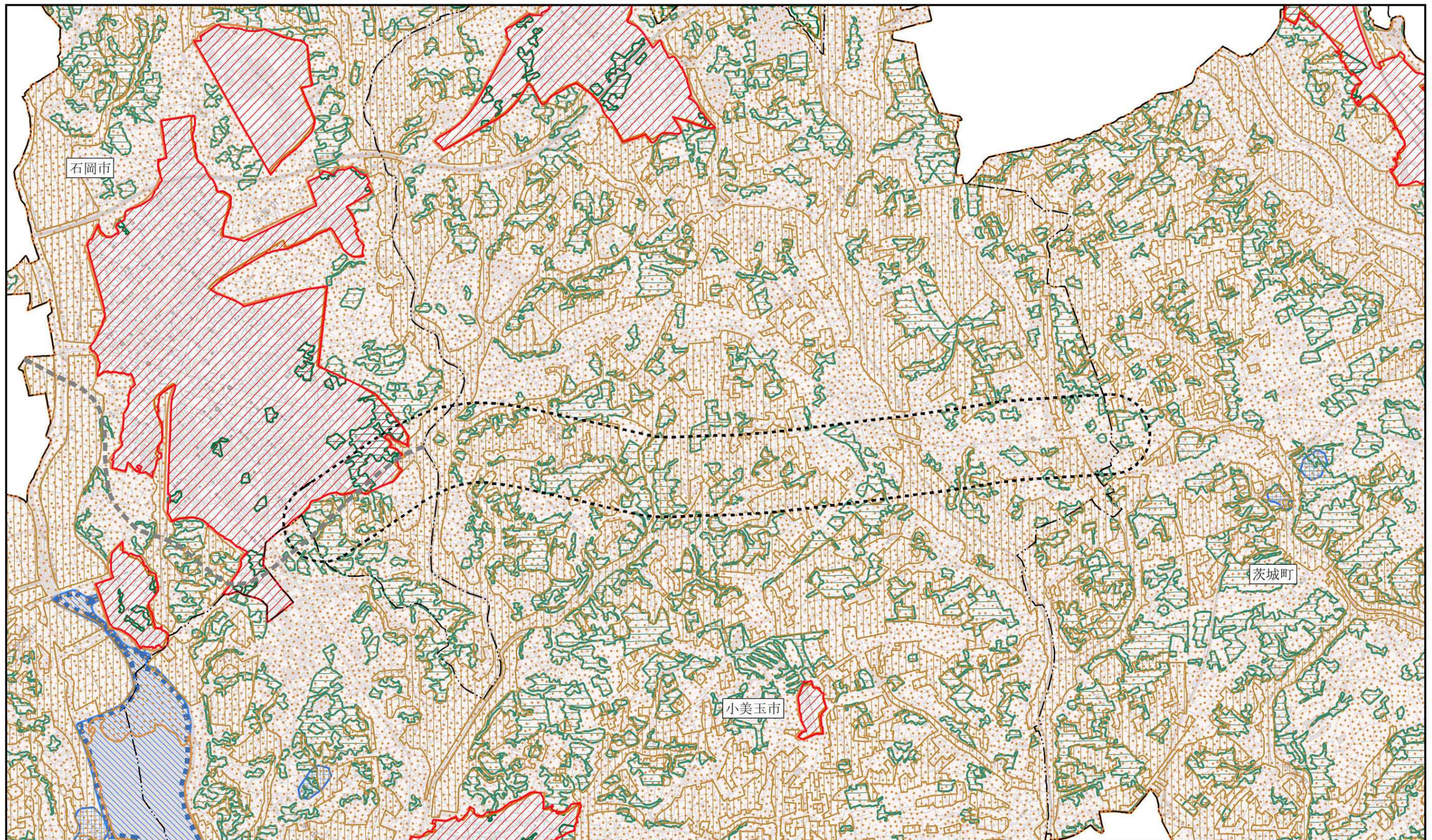
- 対象事業実施区域
- 千代田石岡バイパス
- 行政界

- |   |   |
|---|---|
| <span style="display: inline-block; width: 15px; height: 10px; background-color: #ADD8E6; border: 1px solid black;"></span> 田       | <span style="display: inline-block; width: 15px; height: 10px; background-color: #808080; border: 1px solid black;"></span> 道路      |
| <span style="display: inline-block; width: 15px; height: 10px; background-color: #A0522D; border: 1px solid black;"></span> その他の農用地 | <span style="display: inline-block; width: 15px; height: 10px; background-color: #800080; border: 1px solid black;"></span> 鉄道      |
| <span style="display: inline-block; width: 15px; height: 10px; background-color: #32CD32; border: 1px solid black;"></span> 森林      | <span style="display: inline-block; width: 15px; height: 10px; background-color: #FFA500; border: 1px solid black;"></span> その他の用地  |
| <span style="display: inline-block; width: 15px; height: 10px; background-color: #C8E6C9; border: 1px solid black;"></span> 荒地      | <span style="display: inline-block; width: 15px; height: 10px; background-color: #2196F3; border: 1px solid black;"></span> 河川地及び湖沼 |
| <span style="display: inline-block; width: 15px; height: 10px; background-color: #FFB74D; border: 1px solid black;"></span> 建物用地    | <span style="display: inline-block; width: 15px; height: 10px; background-color: #FFEB3B; border: 1px solid black;"></span> ゴルフ場    |



出典：「国土数値情報ダウンロードサイト（都市地域土地利用細分メッシュデータ）」（国土交通省）  
 ([https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/gml/datalist/KsjTmplt-L03-b-u-v3\\_1.html](https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/gml/datalist/KsjTmplt-L03-b-u-v3_1.html)) を加工して作成

図 4-20 土地利用現況図



凡例

- 対象事業実施区域
- 千代田石岡バイパス
- 行政界

都市地域

- 市街化区域
- 市街化調整区域

農業地域

- 農業地域
- 農用地区域

森林地域

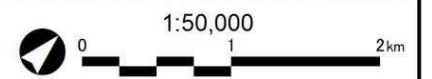
- 森林地域
- 地域森林計画対象民有林

自然公園地域

- 自然公園地域
- 特別地域

自然環境保全地域

- 自然環境保全地域



出典：「国土数値情報ダウンロードサイト（都市地域、森林地域、農業地域、自然公園地域）」（国土交通省）  
 (<https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/>) を加工して作成

図 4-21 土地利用基本計画図



#### 4.2.4 河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用の状況

##### (1) 河川、湖沼及び地下水の利用状況

調査区域における河川、湖沼及び地下水の利用の状況は、表 4-53 に示すとおりです。

調査対象市町の上水道水源は、いずれも地下水の利用が多く、浄水受水の利用もあります。

表 4-53 年間取水量（令和 3 年度）

単位：千 m<sup>3</sup>

市町名	地表水	地下水	原水受水	その他	計	浄水受水	合計
石岡市	0	1,776	0	0	1,776	777	2,553
小美玉市	0	4,203	0	0	4,203	81	4,284
茨城町	0	3,084	0	0	3,084	365	3,449

出典：「令和 3 年度 茨城県の水道」（令和 5 年 5 月 茨城県政策企画部水政課）

##### (2) 利水の状況

調査区域における水道用水の利用状況は、表 4-54 に示すとおりです。

令和 3 年度の給水普及率は、石岡市は 92.4%、小美玉市は 94.6%、茨城町は 90.9%となっており、茨城町の普及率はやや低くなっております。

表 4-54 給水人口及び普及率（令和 3 年度）

市町名	行政区域内人口(人)	上水道		簡易水道		専用水道		合計		普及率(%)
		計画給水人口(人)	現在給水人口(人)	計画給水人口(人)	現在給水人口(人)	計画給水人口(人)	現在給水人口(人)	計画給水人口(人)	現在給水人口(人)	
石岡市	71,423	86,532	64,889	0	0	271	270	88,005	66,027	92.4
小美玉市	47,658	51,798	45,105	0	0	0	0	51,798	45,105	94.6
茨城町	30,632	44,700	27,589	0	0	813	268	45,513	27,857	90.9

出典：「令和 3 年度 茨城県の水道」（令和 5 年 5 月 茨城県政策企画部水政課）

##### (3) 漁業権の状況

調査区域における漁業権の設定状況は、表 4-55、表 4-56 及び図 4-22 に示すとおりです。

調査区域における河川及び湖沼では、内水面漁業として涸沼川に第 5 種共同漁業権（漁業権者：大涸沼漁業協同組合）が設定されています。

また、霞ヶ浦（霞ヶ浦北浦海区）は海面漁業として扱われ、第 2 種共同漁業権（漁業権者：霞ヶ浦漁業協同組合）が設定されています。

表 4-55 内水面漁業権の設定状況

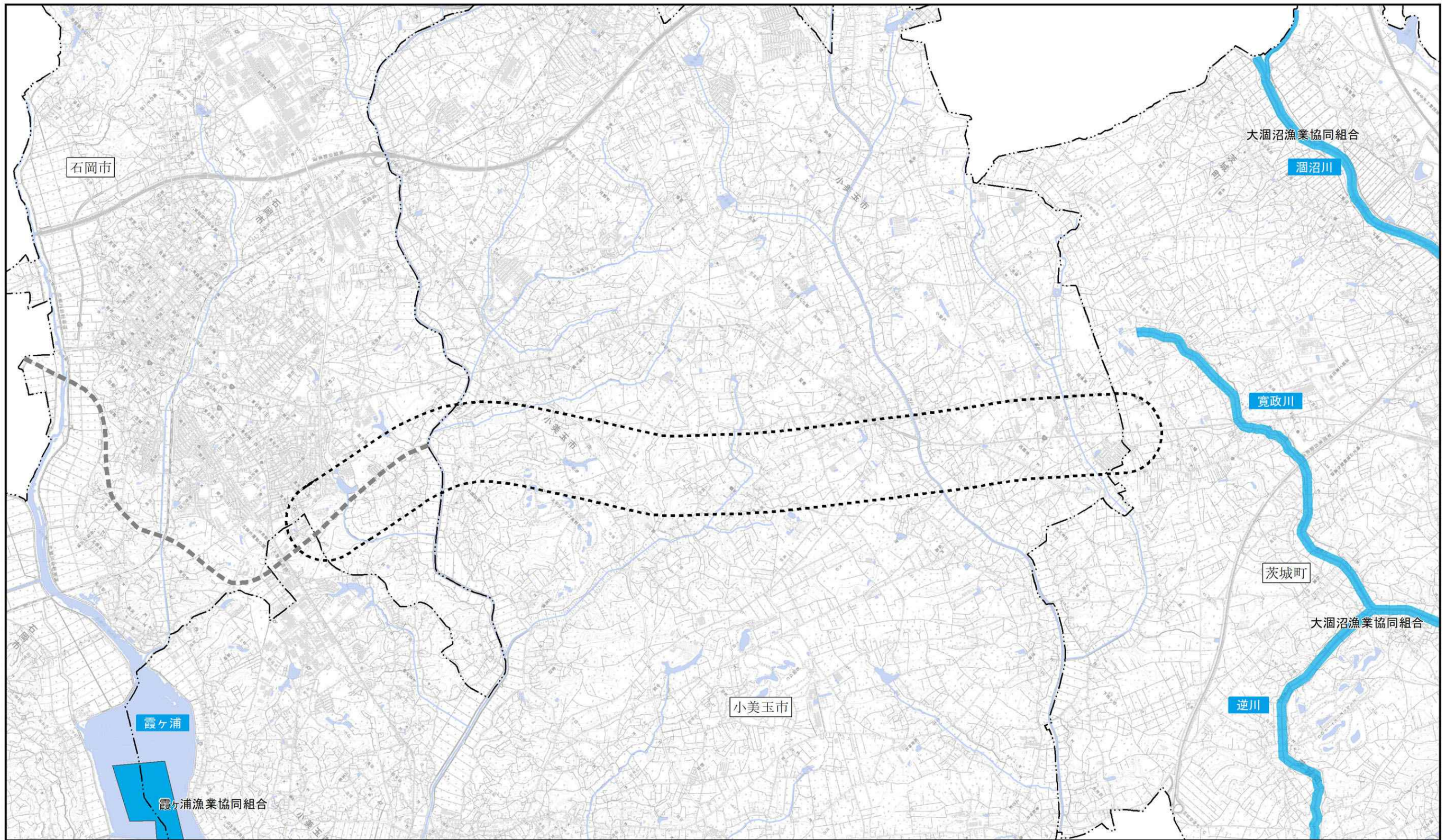
免許番号	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁業の区域
茨内共 第14号	第5種 共同漁業	えび漁業	1月1日から 12月31日まで	茨城県内の涸 沼川(涸沼を含 む。)及びその 支流	次の基点第10号とイとを結んだ線から上流の涸沼川(涸沼を含む。)及びその支流の区域  基点第10号 茨城県水戸市川又町の東端 イ 基点第10号から110度(真方位)の線と対岸との交点
		こい漁業			
		ふな漁業			
		うなぎ漁業			
		わかさぎ漁業			
		うぐい漁業			
		あゆ漁業			
		おいかわ漁業			
		ぼら漁業			
はぜ漁業					

出典：「茨城県内水面漁場計画（共同）」（茨城県茨城県農林水産部漁政課）

表 4-56 海面漁業権の設定状況


免許番号	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁業の区域
霞北共 第4号	第2種 共同漁業	大型雑魚張網漁業	1月1日から 12月31日まで	茨城県石岡市 及び小美玉市 のうち旧新治 郡玉里村地先	次の基点第24号、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ及び基点第32号の各点を順次に結んだ線と石岡市並びに小美玉市の湖岸線とによって囲まれた区域。ただし、次のサ、シ、ス、セ及びサの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域は除く。 基点第24号 茨城県かすみがうら市と石岡市との市界に設置した標識 基点第25号 茨城県石岡市井関地先の国土交通省霞ヶ浦キロ杭建中 32.75 基点第26号 茨城県石岡市石川地先の国土交通省霞ヶ浦キロ杭建中 35.00 基点第27号 茨城県石岡市石川字石川地先に設置した標柱 基点第28号 茨城県小美玉市高崎字高崎地先に設置した標柱 基点第29号 茨城県小美玉市高崎地先の国土交通省霞ヶ浦キロ杭建左 31.50 基点第30号 茨城県小美玉市下玉里字下滝地先に設置した標柱 基点第31号 茨城県小美玉市下玉里地先の国土交通省霞ヶ浦キロ杭建左 30.00 基点第32号 園部川河口（茨城県小美玉市川中子地先）右岸に設置した標識 ア 基点第24号から62度00分（真方位）260メートルの点 イ 基点第25号から56度15分（真方位）457メートルの点 ウ 基点第26号から29度37分（真方位）564メートルの点 エ 基点第26号から3度48分（真方位）256メートルの点 オ 基点第27号から39度00分（真方位）258メートルの点 カ 基点第28号から219度00分（真方位）400メートルの点 キ 基点第30号から228度00分（真方位）200メートルの点 ク 基点第30号から228度00分（真方位）500メートルの点 ケ 基点第31号から191度35分（真方位）284メートルの点 コ 基点第32号から164度00分（真方位）1,850メートルの点 サ 基点第29号から148度28分（真方位）20メートルの点 シ 基点第29号から134度23分（真方位）48メートルの点 ス 基点第29号から144度17分（真方位）49メートルの点 セ 基点第29号から157度15分（真方位）21メートルの点
		小型雑魚張網漁業			

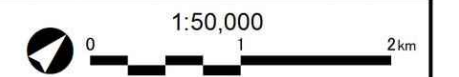
出典：「霞ヶ浦北浦海区漁場計画（共同・一部区画）」（茨城県茨城県農林水産部漁政課）



凡例

- 対象事業実施区域
- 千代田石岡バイパス
- 行政界
- 河川・湖沼

 漁業権設定区域・河川



出典：「茨城県内水面漁場計画（共同）」（茨城県茨城県農林水産部漁政課）  
「霞ヶ浦北浦海区漁場計画（共同・一部区画）」（茨城県茨城県農林水産部漁政課）  
「茨城県報第 2551 号」（平成 25 年 12 月 26 日発行）  
「茨城県報第 435 号」（令和 5 年 8 月 24 日発行）  
「国土数値情報ダウンロードサイト（河川データ）」（国土交通省）  
(<https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/gml/datalist/KsjTmplt-W05.html#!>) を加工して作成

図 4-22 漁業権の設定状況

#### 4.2.5 交通の状況

主要な道路網の状況は、表 4-57 及び図 4-23 に示すとおりです。

調査区域には、高速自動車国道として東関東自動車道、常磐自動車道、北関東自動車道があります。また、主要な一般国道として一般国道 6 号、一般国道 355 号、主要地方道（都道府県道）として石岡筑西線、小川鉾田線、大洗友部線、茨城鹿島線、茨城岩間線、水戸神栖線、石岡城里線、玉里水戸線があります。

令和 3 年度の 24 時間交通量は、東関東自動車道で 2,617～3,731 台、常磐自動車道で 54,820～57,349 台、北関東自動車道で 25,402 台、一般国道 6 号で 25,407～32,269 台、一般国道 355 号で 11,042～18,970 台、石岡筑西線で 16,152～23,274 台、小川鉾田線で 1,946～9,746 台、茨城鹿島線で 12,721 台、茨城岩間線で 1,630～11,443 台、石岡城里線で 9,842～10,383 台、玉里水戸線で 2,120～8,280 台などとなっています。

表 4-57 主要道路における交通量の状況

道路種別	路線番号	路線名	調査単位 区間番号	観測地点名	12時間 交通量 (台)	24時間 交通量 (台)	12時間 大型車 混入率 (%)	平日 混雑度
高速 自動車	1120	東関東自動車道	20	茨城鹿島線茨城空港 IC～ 北関東自動車道茨城町 JCT	3,093	3,731	31.6	0.43
			30	茨城鹿島線茨城空港 IC	2,160	2,617	33.8	0.09
	1400	常磐自動車道	100	一般国道6号千代田石岡 IC～ 一般国道石岡小美玉 SIC	43,381	57,349	25.1	0.64
			110	一般国道石岡小美玉 SIC～ 茨城岩間線岩間 IC	41,349	54,820	24.8	0.61
1460	北関東自動車道	280	常磐自動車道友部 JCT～ 玉里水戸線茨城町西 IC	20,379	25,402	21.5	0.50	
一般国道	6	一般国道6号	11070	茨城県石岡市国府 7-9	21,370	32,269	20.9	1.75
			11080	茨城県小美玉市竹原	16,287	25,407	22.9	2.33
	355	一般国道355号	25050	小美玉市栗又四ヶ 2484	14,157	18,970	11.3	1.34
			25060	石岡市鹿の子1丁目 11	9,164	11,455	22.5	0.94
			25070	石岡市根当 10949	12,083	15,829	14.9	1.39
			25080	—	9,213	12,096	8.7	1.68
			25090	笠間市市野谷 1365	10,185	13,342	18.3	1.04
25150	—	8,494	11,042	10.6	1.23			
主要 地方道	7	石岡筑西線	40240	石岡市石岡 13446-2	16,988	23,274	9.4	0.59
			40250	石岡市柏原 10	12,144	16,152	17.3	1.05
	8	小川鉾田線	40300	—	1,595	1,946	10.6	0.26
			40310	小美玉市小川 1624	7,497	9,746	6.9	0.78
	16	大洗友部線	40620	—	—	—	—	—
			40660	—	2,257	2,754	12.0	0.45
	18	茨城鹿島線	40770	東茨城郡茨城町生井沢 540	9,637	12,721	17.4	0.78
	43	茨城岩間線	41800	東茨城郡茨城町木部 1928	8,669	11,443	25.0	0.84
			41810	東茨城郡茨城町木部 889	1,347	1,630	5.6	0.12
	50	水戸神栖線	42220	—	1,111	1,355	10.6	0.15
	52	石岡城里線	42320	小美玉市大谷 524-3	7,926	10,383	10.3	0.77
			42330	小美玉市寺崎 683	7,571	9,842	14.4	0.93
	59	玉里水戸線	42630	小美玉市鶴田 1	1,738	2,120	10.8	0.24
			42640	茨城県水戸市鯉淵町 5064	6,469	8,280	15.9	0.37
			42680	—	5,277	6,702	13.1	0.35
一般県道	118	石岡田伏土浦線	60460	石岡市三村 4953	2,430	2,940	7.2	0.93
	138	石岡つくば線	61070	—	8,772	11,404	21.2	1.15
			61080	—	9,059	11,867	21.2	1.00
			61081	—	9,059	11,867	21.2	0.91
			61090	かすみがうら市下志筑 567	2,763	3,398	6.3	0.34
			61110	—	—	—	—	—
	140	西小埜石岡線	61160	石岡市柴間 320	3,559	4,449	9.6	0.85
	144	紅葉石岡線	61250	小美玉市飯前 1376-1	6,203	8,002	13.0	0.78
			61260	小美玉市高崎 2296	7,063	9,182	8.4	1.07
	145	上吉影岩間線	61270	—	1,591	1,941	9.6	0.36
			61280	小美玉市世楽	1,577	1,940	12.7	0.33
			61290	—	3,204	3,941	4.8	0.50
			61300	—	—	—	—	—
			61310	—	—	—	—	—
	181	宮ヶ崎小幡線	61890	茨城町城之内 739-9	2,148	2,621	15.9	0.65
221	飯岡石岡線	62760	石岡市石川 2319	1,575	1,906	14.9	0.24	
276	高浜停車場線	63530	—	8,244	10,717	12.6	1.06	
277	石岡停車場線	63540	—	6,017	7,762	7.4	0.77	
278	竹ノ内羽鳥停車場線	63550	—	3,686	4,608	8.1	0.24	
279	羽鳥停車場江戸線	63560	小美玉市江戸 468-1	2,457	2,998	6.8	0.47	

注 1) 12 時間交通量は、平日（月曜日、金曜日、土曜日、日曜日、祝祭日及びその前後の日、台風等の異常気象の場合その他の通常と異なる交通状態が予想される日を除く）の午前 7 時から午後 7 時までに交通量観測地点を通過した自動車類の台数である。

注 2) 24 時間交通量は、平日（月曜日、金曜日、土曜日、日曜日、祝祭日及びその前後の日、台風等の異常気象の場合その他の通常と異なる交通状態が予想される日を除く）の午前 7 時から翌日午前 7 時または午前 0 時から翌日午前 0 時までに交通量観測地点を通過した台数である。なお、12 時間観測区間については、昼間 12 時間交通量と昼夜率及び夜間 12 時間大型

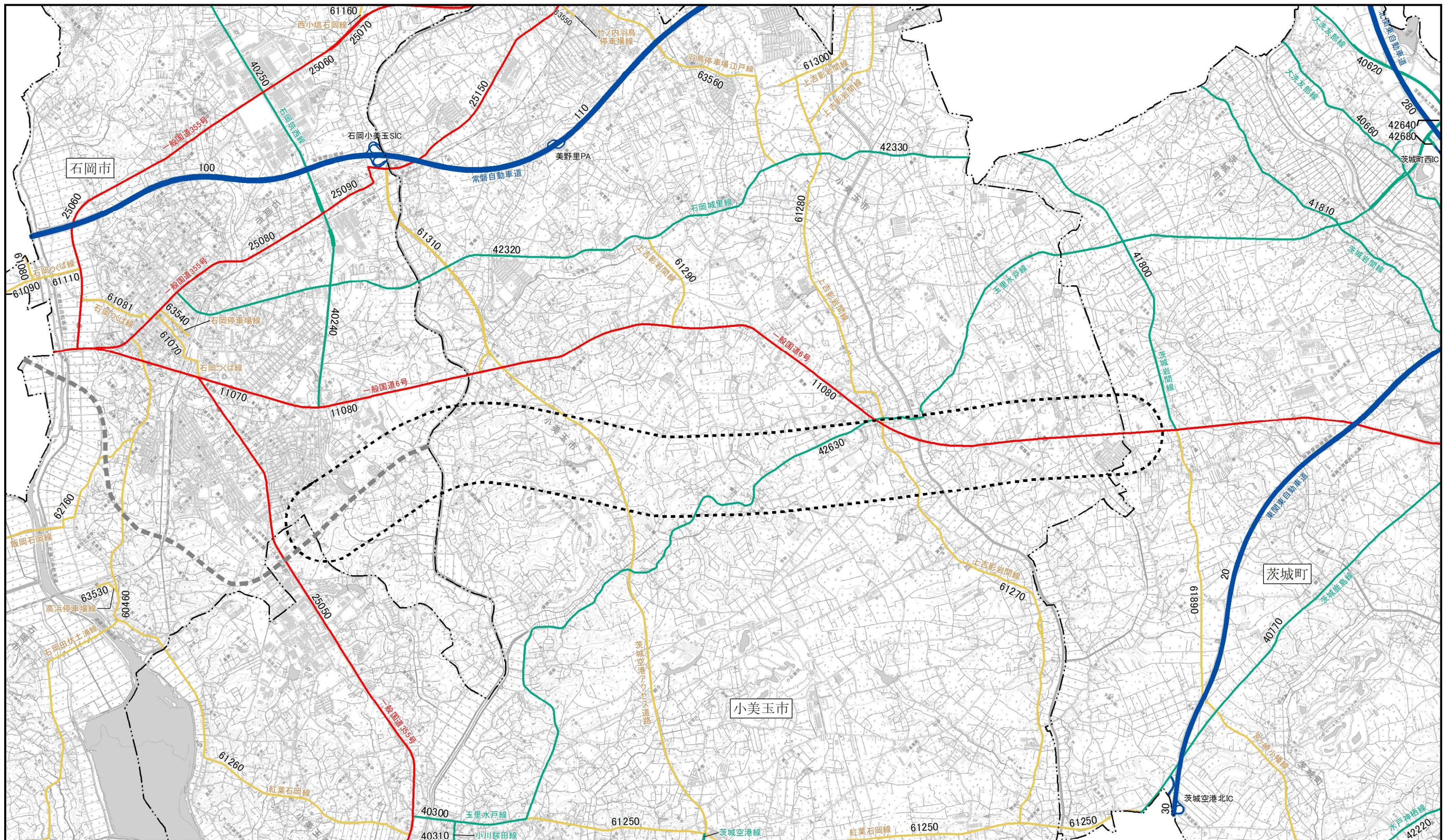
車混入率を用いて推定した 24 時間交通量であり、斜体表示としている。

注 3) 平日混雑度は、交通調査基本区間の交通容量 (台/12h) に対する平日交通量 (台/12h) の比である。

注 4) 交通量を観測していない区間は、観測地点名を「-」と表示している。

注 5) 交通量を観測していない区間の交通量、大型車混入率、平日混雑度は、交通量観測を実施した区間の交通量調査結果と平成 27 年度交通量を用いて推定した推定値であり、斜体表示としている。なお、災害等による調査の中止、新規センサ対象路線等により平成 27 年度交通量調査結果がないために推定できない区間については、「-」と表示している。

出典：「令和 3 年度 全国道路・街路交通情勢調査 一般交通量調査 集計表」(令和 5 年 6 月 国土交通省)

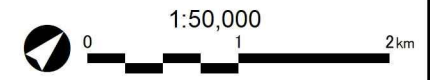


凡例

- 対象事業実施区域
- 千代田石岡バイパス
- 行政界

- 高速自動車国道
- 一般国道
- 主要地方道
- 一般県道

00000 調査単位区間番号



出典：「令和3年度 全国道路・街路交通情勢調査 一般交通量調査 集計表」（令和5年6月 国土交通省）

図 4-23 主要な道路網の状況